

第2節 資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成

[1] 環境の状況

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちの生活を物質的に豊かにした反面、限りある資源を大量に消費し、それをごみとして廃棄することで、環境に大きな負荷を与え、様々な問題を生じさせています。

私たち一人ひとりの生活のあり方や、事業活動を見直すことにより、廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進する「循環型社会」を構築する必要があります。

本市は吹田市第2次環境基本計画（改訂版）において、市民1人当たりの1日のごみ排出量とリサイクル率を目標に掲げています。

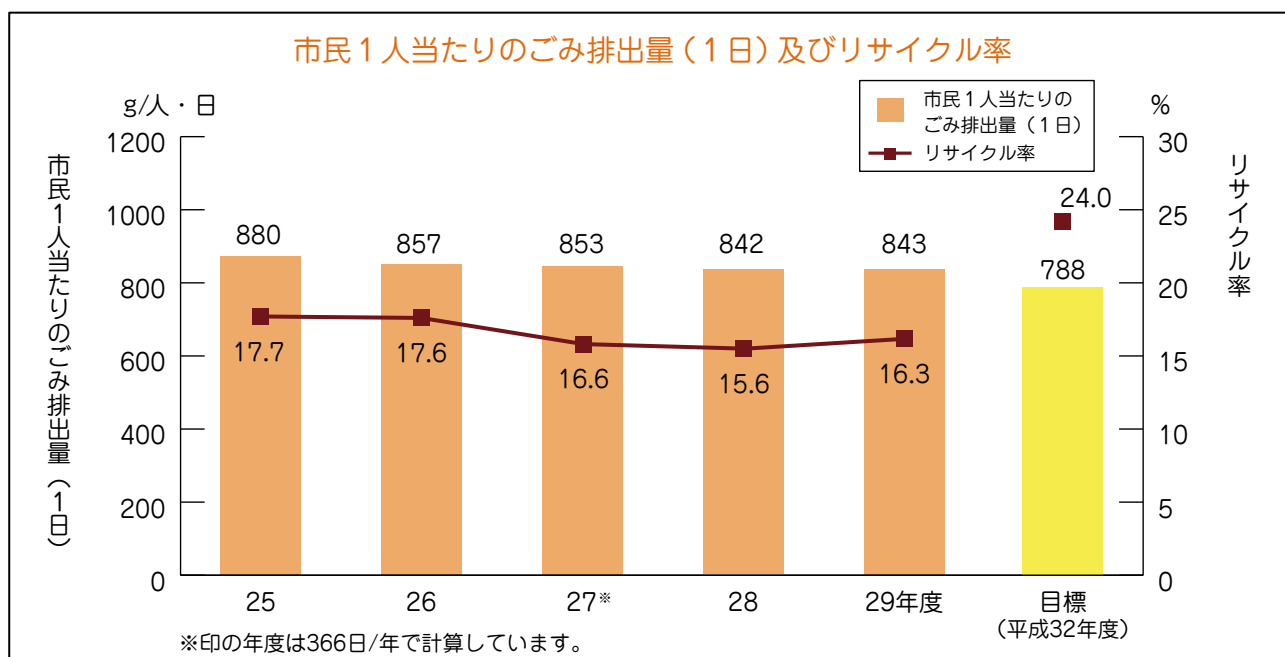
(1) ごみの排出状況

1年間に燃焼ごみや資源ごみなどを含めてごみとして排出される全ての量（ごみの年間排出量）は、平成13年度（2001年度）以降、減少傾向でしたが、平成29年度（2017年度）は113,987トン（家庭系ごみと事業系ごみの合計）でした。市民1人当たりになおすと、1日に843グラムでした。

(2) ごみのリサイクル状況

市が資源ごみとして収集する缶やびん、拠点回収によるペットボトルや牛乳パック、集団回収による新聞紙やダンボールなど、リサイクルした量がごみ全体に占める割合（リサイクル率）は、平成29年度（2017年度）は16.3%でした。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値	
ごみの年間搬入量	98,893トン	98,926トン	99,596トン	89,188トン	
ごみの年間排出量	家庭系ごみ	78,808トン	77,810トン	78,289トン	78,883トン
	事業系ごみ	35,274トン	35,698トン	35,698トン	29,854トン
マイバッグ持参率	44.1%	44.5%	44.1%	60%	

[2] 施策

■ 吹田市一般廃棄物処理基本計画

本市は、平成29年（2017年）3月にごみの減量や適正処理の基本方向・基本施策を定めた「吹田

市一般廃棄物処理基本計画後期改訂版」を策定しました。

期間

平成29年度（2017年度）～平成32年度（2020年度）

基本理念

吹田らしいコミュニティ活動を展開し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

基本方向

- 1 2R（リデュース・リユース）を優先する社会へ転換を目指す。
- 2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築を目指す。
- 3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進を目指す。
- 4 リサイクルや適正処理等に適し、低炭素社会実現にも寄与する収集体制や処理システムの構築を目指す。

計画の目標

平成32年（2020年）までに、以下のごみの減量目標値の実現を図ります。

- ・ごみ排出量（集団回収を含む）を、平成22年度（2010年度）と比較して、17%削減します。
- ・ごみ排出量の24%を資源化（市が関与する資源化）します。

■ 発生抑制を優先する社会への転換

(1) 北摂7市3町の食品スーパーにおけるレジ袋無料配布中止

市内の事業者、市民団体、本市などで構成する「すいたレジ袋削減・マイバッグ推進協議会」は、三者協働してマイバッグ持参運動に取り組んできました。

また、豊中市など北摂7市と共同し、マイバッグキャンペーンなどの様々な広域的な取組を行った結果、平成30年（2018年）4月1日に北摂7市3町※1と食品スーパー※2の間で「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結することになりました。平成30年（2018年）3月末の吹田市内におけるマイバッグ持参率は44.1%ですが、本協定ではマイバッグ持参率を80%とすることを目標に掲げています。

北摂7市3町の食品スーパーは、平成30年（2018年）6月1日からレジ袋の無料配布を中止するとともに北摂7市3町の自治体と食品スーパーにおいて「北摂マイバッグ持参促進・レジ袋削減協議会」を設置し、さらなるレジ袋削減に向けた取組を実施していきます。

※1 豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・能勢町

※2 イオンリテール株式会社近畿カンパニー、株式会社ダイエー、イズミヤ株式会社、株式会社阪急オアシス、株式会社関西スーパーマーケット、株式会社平和堂、株式会社光洋、株式会社万代、株式会社ライフコーポレーション

(2) 家庭系廃食用油の回収

家庭での使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、リサイクルしています。回収した油は、別の製品の原材料として再生されます。

現在、市内14か所の公共施設で拠点回収を行っています。平成29年度（2017年度）は、5.23トン を回収しました。



■ 多くの市民が参加できるリサイクルシステムの構築

(1) 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、平成7年（1995年）11月に発足し、34地区の連合自治会からの推薦により推進員を委嘱しています。推進員は、地域でごみの減量や分別についての推進役として活躍しています。平成30年（2018年）3月末現在362人の推進員が活動しています。

(2) 再生資源集団回収の推進

本市は、自治会や子供会などの集団回収を推進しています。平成29年度（2017年度）は、455団体が実施し、8,357トン を回収しました。集団回収は、本市のリサイクル率向上におおいに役立っています。

平成29年度（2017年度）ごみの収集、処分、再資源化の状況

（有効数字以下四捨五入）



(3) 資源リサイクルセンターでの活動

市民のリサイクル活動を推進する拠点施設として、全国に先駆けて平成4年(1992年)に開設しました。

このセンターは、市民活動・環境学習の場であるだけでなく、市民研究員による研究活動のため

の場、また破碎選別工場と併設することで、回収資源の物流センターとしての場でもあります。本市は、公益財団法人千里リサイクルプラザを指定管理者として、施設の運営を委託しています。

(4) すいたエコイベント宣言

すいたエコイベント宣言とは、イベント主催者がごみの減量など環境に配慮した取組を宣言し、イベント参加者に対して環境意識の向上を図る取

組です。平成29年度(2017年度)は、35事業でエコイベントが宣言されました。

■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

毎月2t以上のごみを排出する事業者(多量排出占有者)に対して、事業系一般廃棄物の減量計画を定め、廃棄物管理責任者を選任することを指導しています。更に、事業活動に伴うごみの処理やリサイクルの責任は排出者である事業者の責任である

ことを浸透させるとともに、搬入検査の強化、紙ごみ等の資源化をはじめ搬出管理指導の強化などを図っています。平成29年度(2017年度)は、202事業所に対して指導を行いました。

